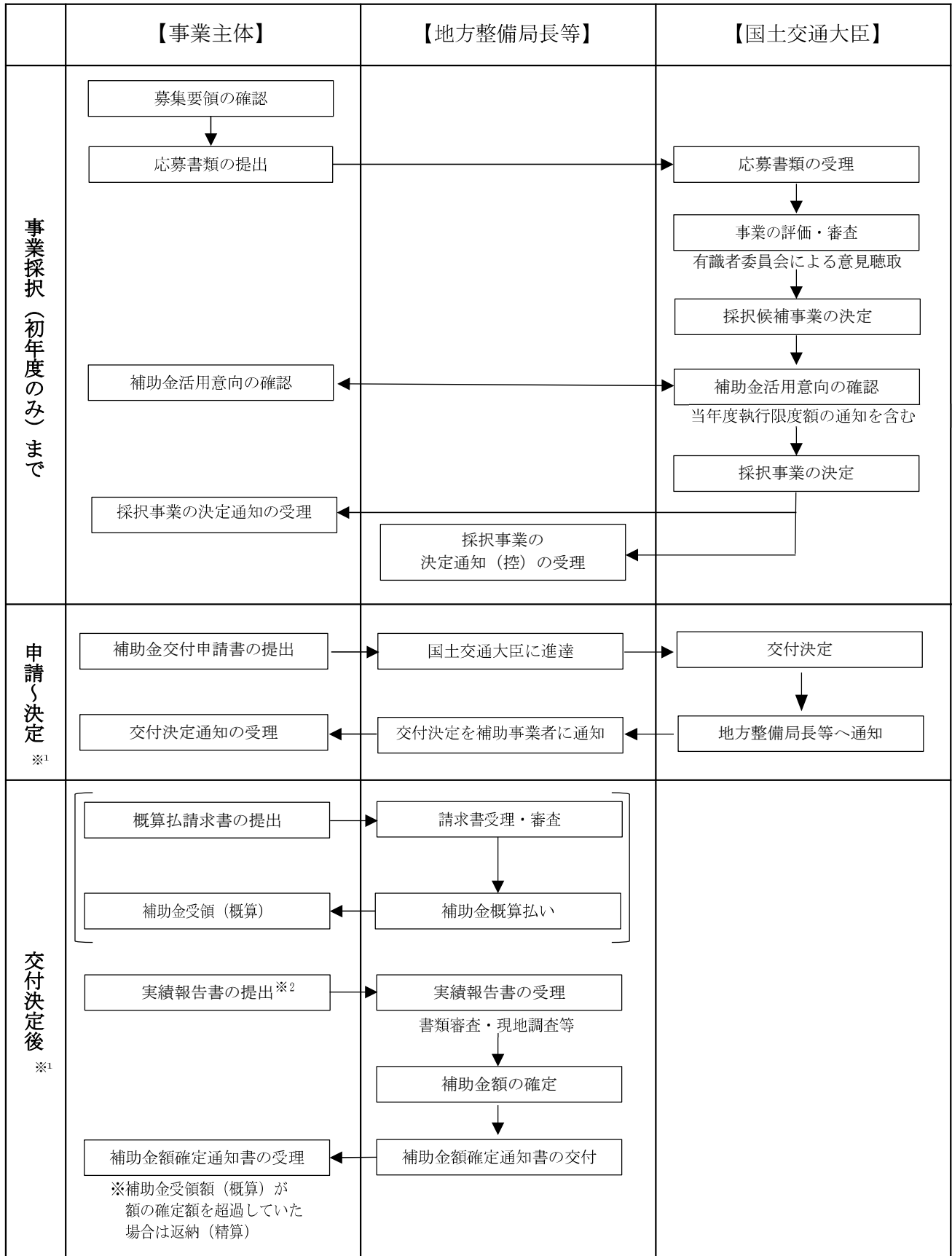


港湾機能高度化施設整備事業
 (シャーシ・コンテナ位置管理等高度化支援施設) 実施フロー



- ※1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、港湾関係補助金等交付規則（昭和36年6月28日運輸省令第36号）及び募集要領に基づく
- ※2 補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合は、補助金等の交付の決定のあった日の属する会計年度の翌年度の4月30日まで。